

平成27年5月1日から

「特定求職者雇用開発助成金」の支給要件を変更します

「特定求職者雇用開発助成金」（特定就職困難者雇用開発助成金、高年齢者雇用開発助成金、被災者雇用開発助成金）は、平成27年5月1日から、下記のように助成額や支給要件の一部を変更します。今後ご利用をお考えの事業主の皆さまは、ご注意ください。

助成額の変更（中小企業事業主）

平成27年5月1日以降、対象労働者を雇入れる場合

リーマンショック後の雇用情勢の悪化によって、引き上げていた中小企業事業主に対する助成額を当初の額に戻します。また、障害者については、助成対象期間を延長します。

※ 中小企業以外の事業主に対する助成金の額や助成対象期間は変更ありません。

◆ 特定就職困難者雇用開発助成金

対象労働者		現 行		平成27年5月1日の雇入れから	
		支給総額	助成対象期間	支給総額※ ¹	助成対象期間※ ²
短時間労働者以外	高年齢者(60歳以上65歳未満)、 母子家庭の母等	90(50)万円	1年(1年)	60(50)万円	1年(1年)
	身体・知的障害者	135(50)万円	1年6か月 (1年)	120(50)万円	2年(1年)
	重度障害者等(重度障害者、 45歳以上の障害者、精神障害者)	240(100)万円	2年 (1年6か月)	240(100)万円	3年 (1年6か月)
短時間労働者 ※ ³	高年齢者(60歳以上65歳未満)、 母子家庭の母等	60(30)万円	1年(1年)	40(30)万円	1年(1年)
	障害者	90(30)万円	1年6か月 (1年)	80(30)万円	2年(1年)

◆ 高年齢者雇用開発特別奨励金・被災者雇用開発助成金

対象労働者	現 行		平成27年5月1日の雇入れから	
	支給総額	助成対象期間	支給総額※ ¹	助成対象期間※ ²
短時間労働者以外	90(50)万円	1年(1年)	60(50)万円	1年(1年)
短時間労働者※ ³	60(30)万円	1年(1年)	40(30)万円	1年(1年)

注：（ ）内は中小企業以外の事業主に対する支給総額・助成対象期間です。

※^{1,2} 助成対象期間を6か月ごとに区分した期間を支給対象期（第1期～第6期）といい、支給総額を支給対象期に分けて支給します。

※³ 短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満の労働者をいいます。

